

事 務 連 絡
平成21年3月10日

都道府県 障害福祉計画担当者 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長補佐
(障害福祉計画担当)

障害福祉計画の作成に係るQ & Aについて

平素より障害者福祉施策の推進にご尽力賜り誠にありがとうございます。
第2期障害福祉計画に関して、別添のとおりQ & Aとして整理いたしましたのでお送りいたします。
また、管内市町村に対し情報提供方よろしく願いいたします。

(照会先)
障害保健福祉部企画課
障害計画係 高相、水村、新坂
TEL(代)03-5253-1111 (内)3009, 3021
FAX 03-3502-0892
E-mail : shougaikekaku@mhlw.go.jp

(問)

平成21年4月実施の障害福祉サービス費報酬改定により、関係告示等の改正等が行われることとなっており、その中に、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)」(以下「基本指針」という。)も含まれているが、その改正内容及び取扱い如何。

(答)

今般の報酬改定により、指定相談支援(サービス利用計画作成費)の支給対象の拡大が行われ、新たに、自立訓練、共同生活援助及び共同生活介護の利用者がその対象となり、これに伴い、基本指針別表3が一部改正となる。

一方、各自治体の大半は、現行指針(21年1月8日付官報掲載)に基づき、既に第2期障害福祉計画の作成作業を終えているものと考えられる。

このため、今回、報酬改定に伴い基本指針の一部は改正するものの、既に作成された第2期障害福祉計画を更に変更することは基本的にはスケジュール上不可能であるため、既に作成された第2期障害福祉計画における当該サービス見込量の修正を行う必要はない。(未だ計画作成中の自治体で対応可能な場合は、修正等願いたい。)

また、既に会議においてお知らせしているとおり、障害者自立支援法の見直し等に伴う第2期障害福祉計画の取扱いについては、法改正の内容・スケジュール等を踏まえ、見直し方法等について検討した後に連絡することとしているが、今回盛り込めなかった報酬改定に伴うサービス見込量の修正については、法の見直し等に伴う第2期障害福祉計画の見直しの際に併せて行うことになるものと考えている。